

令和六年八月一日付け広島県報（定期）第六十一号に登載の広島県告示第七百四十八号（海区漁場計画の変更）の一部を次のように訂正する。

農林水産局水産課長

一	ページ		
三	行		
第六十四条第八項		正	
第六十四条第八項			誤